平成２３年（フ）第１１４号
三重県名張市美旗町藤が丘269番地、住民票上の住所三重県名張市上小波田924番地
債務者　森松　仁香
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１６９号
滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝５番地１、住民票上の住所滋賀県彦根市宇尾町603番地９
債務者　増田　政博
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１８４号
滋賀県彦根市開出今町1832番地　４－８号、前住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目23―26　サンミッシェル303号室
債務者　南谷　　薫
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１８８号
滋賀県東近江市蛇溝町1639番地２　エステート近畿蛇溝104号室
債務者　志村　数美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１４０４号
神戸市須磨区中落合１丁目２番421―603号、従前の住所神戸市西区学園西町７丁目３番地
債務者　渡邊　美佐
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８３号
兵庫県西宮市段上町６丁目７番10号　エトワール段上201号、前住所兵庫県西宮市仁川町１丁目４番11号
債務者　藤瀬　浩美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３２５号
広島市安佐南区相田３丁目70番８号
債務者　岩本　年明
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４４号
広島市安佐南区緑井４丁目15番32号　Ａ－４
債務者　荒木　晴美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６２号
広島市安佐南区祇園３丁目27番14―202号
債務者　鎌田　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４７号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目49番10号　コーポアネックスⅡ101号
債務者　山﨑　剛広
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６０２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目１番地18
債務者　國料美津子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
北海道小樽市最上２丁目２番１号　メゾンエル６―101、前住所北海道小樽市梅ケ枝町39番７号
債務者　小笠原日出男
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８０号
宮城県石巻市末広町１番16号　フジコーポ103号、前住所宮城県石巻市大街道南１丁目７番26号
債務者　渡邊　貴香
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
秋田県にかほ市象潟町字上狐森185番地44
債務者　後藤　　恋
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第６９号
秋田県大仙市刈和野字天神前53番地７
債務者　太田　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１４４１号
さいたま市桜区田島４丁目11番21号　シャトレー中浦和103、旧住所さいたま市桜区大字大久保領家540番地　７―103
債務者　船戸　浩司
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２６号
埼玉県上尾市中妻１丁目14番地21
債務者　松原　英俊
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係